

第4回由利本荘総合防災公園管理運営計画検討委員会 会議録（概要）

日 時 平成28年8月25日（木）

15時00分～16時30分

場 所 市役所本庁舎 正庁

【報告事項】	第3回検討委員会以降の修正箇所について		
【検討事項】	管理運営計画について		
	7章 安全管理業務		
	8章 災害時における機能転換		
	9章 人員配置		
	10章 運營業務		
	11章 維持管理業務		
	12章 収支計画		
【出席者】	水野勇氣委員（代理 桑原淳氏）	菅原清委員	工藤兼雄委員
	土田信夫委員	本間達雄委員	佐藤眞喜雄委員 三船文樹委員
	澤田宣夫委員	打矢洋介委員	
【オブザーバー】	危機管理課参事 地域振興課自治振興班長		
	スポーツ課スポーツ振興班長		
【事務局】	総合防災公園管理運営準備事務局		
	事務局長	スポーツ交流連携班長	スポーツ交流連携班職員
【計画策定支援】	梓・アルファ設計共同事業体		

1. 委員長あいさつ

本日は、お忙しい中、「第4回由利本荘総合防災公園管理運営計画検討委員会」にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、前回までの検討委員会では、「管理運営計画」の根幹となる「施設の利用方法」や「利用規則」等について、委員の皆様からご意見をいただき、「6章 開館準備」までの検討を終えることが出来ました。

本日の検討委員会では、事務局から事前に配布いたしました「7章 安全管理業務」から「12章 事業収支計画」についてを検討議題とし、委員の皆様方からいただいた意見に対しまして、事務局から説明をしてもらい、その後、再度協議をお願いしたいと思います。

今回からは、市民の生命と財産を守るため、災害等が発生した際の広域防災拠点としての機能維持や、敷地内、建物内の利用計画について内容を詰めて参りたいと思いますので、忌憚のないご意見をお願い申し上げます、挨拶といたします。

どうぞ、よろしく願いいたします。

2. 報告

1) 第3回検討委員会以降の修正箇所について

スポーツ交流連携班長【資料1】により説明

【委員長】

ただいま、事務局より、第3回検討委員会以降に市議会議員の方からご指摘いただいた点について、修正加筆した箇所の報告がありました。

ただ今の説明に、ご質問や不明な点があれば、挙手をお願いいたします。

【委員からの発言なし】

3. 検討

管理運営計画について

(1) 7章 安全管理業務

スポーツ交流連携班長【資料2】【資料3】により説明

◎緊急時の対応について

【委員】

緊急時の対応の仕方ですが、例えば緊急時の対応の仕方として、子供達でも高齢者でも分かりやすい言葉を使って対応していただきたいと思います。特に官公的な言葉遣いではなくて、子供達にも十分理解できるような働きかけと言いますか、声かけをしていただきたいと思います。

【スポーツ交流連携班長】

委員のおっしゃるとおり、子供達や高齢者にも分かりやすい表現で対応したいと考えております。

◎利用者の怪我への対応について

【委員】

スポーツに関しては怪我というものが付きものと言うと語弊があるかもしれませんが、これを最小限にするためにも、指導者ですとか、管理者が対応すると思いますが、それなりの形を訓練とかしていく大事だと思います。

【スポーツ交流連携班長】

怪我の防止ですとか、けが人が出た場合の対応等については、指定管理者が決定次第に個別具体的に協議して参りたいと考えております。

◎7章の考え方について

【委員】

この7章のところの安全管理業務というのは災害とは切り離れた方がよろしいでしょうか。というのは、通常業務の時の災害に対してというか、それとも緊急事態、非常事態の災害の場合の安全管理業務、どちらなのかなと思ひまして。

7章は通常業務中の事故災害について、そういうことに対しての職員の対応の仕方と理解してよろしいでしょうか。

【スポーツ交流連携班長】

8章が実際に災害が起きてからの業務、この7章は災害が起きる前に予防的にやっていく業務と考えていただければと思います。通常時の、スポーツ等でのけが人への対応は第3章の方に記載しております。

(2) 8章 災害時の機能転換について

スポーツ交流連携班長【資料2】【資料3】により説明

◎災害時の避難所について

【委員】

日曜日に危機管理課からご案内をいただきまして、県の防災訓練を見に行ってきました。私が一番興味があるのは普通の訓練ではなくて、避難所として体育館、いわゆる大きな体育館にどれぐらいの収容人数がいるのかなと言うことで、今回は人数が少なかった事もありまして、楽しみながらやっているというか、そういう風に見えました。昨年も県の防災訓練に避難所を見に行きました。ああいう光景を見ますと、由利本荘市では災害が少ないので、ああいう経験というのは全くないと思いますけど、実際に防災士の研修会がありまして、東日本大震災のビデオを見ました。凄いですね。パニック状態です。体育館の中の出入口に人が集中しています。中程は人がいないんですね。なぜ出入口に人が集中するかというと、何かあった場合自分は逃げられると言うことで出入口に人が集中すると言うことでした。身体障害者の方、あるいは子供、高齢者の方々は、避難所に入られなくて玄関の所にいるんですね。そういうのを見ますと、災害が起きた場合は、ここに2万人を対象として、2キロ圏内と書いておりますけども、防災訓練を通して、訓練を見てみますと、出来ればですが経費も掛かるとは思いますけど、危機管理課、防災公園担当の方にですね東日本大震災の市町村、あるいは岩手、宮城内陸地震がありましたね。大災害の起きた東北管内の市町村を回ってどのような避難場所を作れば良いのか、避難所を作った場合どういう所を苦労したのかという所を研修してもらった方が良いのではないのかなと感じております。県の防災訓練を見ても、本当に緊迫感が感じ取れません。もし由利本荘市にこういう災害が発生した場合に、果たしてこのパニックをクリアしていけるのか、と言うような危惧を持っております。その辺を考えながら対応していただければありがたいなと思っています。

【危機管理課参事】

委員のご提案、確かにその通りだと思います。総合防災公園の職員の皆さん、市の職員皆さんもそうなんですけども、緊急時の避難所の設営、あるいは運営ということをしていただかなければなりません。その前に訓練、あるいは研修などを、今現在市の職員はやっておりますけども、加えてこのような設備が出来ましたら職員の方にもお願いしようかなと言うことです。おっしゃるとおり、東日本大震災を被災した太平洋の都市でありますけども、由利本荘市は福島県いわき市、宮城県多賀城市と災害協定を結んでおります。いわき市につきましてはつい先日ですけれども、協定を結んでいる都市同士の交流というか、勉強会と言うことで職員が行ってそのときのノウハウ、職員同士ですけれども話を聞いたりしております。その関係で、色々と協力を得られる関係でもありますので、そういったことを含めて今後も考えていきたいと思っています。

◎災害時における屋根付きグラウンドの機能転換について

【委員】

屋根付きグラウンドについての質問です。この体育館、アリーナに避難してくる人の範囲はこの地区の人が対象となっているんですけども、設備的に対応的に考えてみますと、1, 2日経ちますと「やっぱり本荘にいこうか」と車で来るわけです。車で来た場合、特に老人なんかはエコノミー症候群を起こす危険性があるわけです。それと体育館の中でありますと、特に高齢者ですけども特に話し相手もないですし、精神的ケアも必要になってくるわけです。車で来た人たちは自分のスペースを保ちたいんですね。ですから、車の中で寝て車の中で生活をする。というところで、屋根付きグラウンドを開放してテントを張らしてもらって、そこでゆっくり休んでくださいよという対応は第1に必要なんじゃないかなと。そうすれば高齢者の方のエコノミー症候群は救われるだろうし、それに対する医療機関との連携もやっていくと思いますが、一番心配するのは弱者、特に高齢者、その人達に対してどう対応していくのかなと。ですので、屋根付きグラウンドは物資の供給ではなくて、車で遠くから来た人たち、同じ由利本荘市の中の鳥海から来るかもしれないし様々あると思います。臨機応変にやってもらえればと思いますし、避難者を優先的に考えてほしいなと思います。

【事務局(スポーツ交流連携班長)】

もちろん避難物資よりも避難者の人命の方が大事だと考えておりますし、物資が届いたからといって屋根付きグラウンドを物資の供給場所としてだけ使うわけではございません。先ほどご説明したとおり、災害の規模ですとか避難者の人数等に応じて適宜臨機応変に対応していきたいと考えております。先ほど委員がお話しされたエコノミー症候群つきましても、先日の熊本の震災で報道等で報告されておりましたので、そういった対応につきましても対応できるようにしていきたいと考えております。震災が発生した場合は、指定管理者が初期対応をして、市の職員が到着次第、市が建物や避難者の対応をして、指定管理者はバックアップとなりますので、市の方で十分そういった所も対応していきたいと考えておりますので、ご理解のほど宜しくお願いいたします。

(3) 9章 人員配置について

スポーツ交流連携班長【資料2】【資料3】により説明

◎補足説明

【梓・アルファ設計共同企業体】

総括責任者配置のところでのご質問に対する回答（資料3）で、「モニタリングの基準」というところで、一つの言葉で「モニタリング」としか記載しておりませんが、実際は、事業計画に対する「由利本荘市からのモニタリング」、指定管理者自身が行う「セルフモニタリング」、それともう一つが「第三者によるモニタリング」この3つを設定していることを補足いたします。

◎防火管理者について

【委員】

資料2の方の12ページの3の防火管理者の配置の欄を読んでいくと、「防火管理者は総括責任者又は副総括責任者の兼任配置も可」とすることとなっております。資料3を見ますと「総括責任者に有資格者を問う必要は思う」という意見が出されておりますが、私もこれに賛成いたします。なぜかと言うと、いろんな災害が起きた場合に総括責任者が走り回るとするのは問題外だと思います。そこに災害対策本部だとか様々な本部が出来ますので、総括責任者や副総括責任者はそこに座ってですね情報収集するというのが第一条件だと思いますので、防火管理者の資格を取って悪いということではありません。防火管理者の資格を持っていても構わないのですが、この総括責任者や副総括責任者が動き回る必要はないと思います。なので私はむしろ常勤配置の出来る運營業務責任者ですか、それから維持管理業務責任者、こちらの方が常駐しているのであれば防火管理者の資格を取ってもらって災害時の場合は動き回ってもらえれば良いのではないかなと感じます。やっぱり、従事者、業務の担当者、責任のない方が防火管理者の資格を持っていたとしても何かあった場合の責任上の問題というのもありますので、それ相当の業務の責任者が防火管理者の資格を得る最適な人員配置ではないかなと感じます。もし良い意見がありましたら教えてください。

【総合防災公園管理運営準備事務局長】

例えば市役所の場合、防火管理者というのは施設の管理責任がある総務課長になります。というのであれば、施設の管理責任のあるものが防火管理者であるべきという流れで、これが一般の担当職員となると、責任の度合いからいくと考えられないのかなと思います。ただ、館長が防火管理者でなければならぬとか、副館長でなければならぬと言うところはもう少し検討させてください。

【委員】

そうすればですね、由利本荘市役所のトップは市長さん。この方々が防火管理者になることはないですよ。今のことを考えた場合、総合防災公園の長というのはこの総括責任者になりますよね。

【総合防災公園管理運営準備事務局長】

例えばカダーレの場合は館長が、大きな建物の場合でその館長が防火管理者ということで、施設の責任者と言うことで防火管理者となったということでありまして、アリーナの場合も、施設の管理責任者が防火管理者であると考えておりますので、その所は、前の事例等を参考にさせていただきます。

(4) 10章 運營業務について

スポーツ交流連携班長【資料2】【資料3】により説明

【委員長】

10章については、今回は質問等は出さずに、次回の検討委員会で検討したいと思います。

(5) 11章 維持管理業務について

スポーツ交流連携班長【資料2】【資料3】により説明

◎消防設備士について

【スポーツ交流連携班長】

ご意見いただいた消防設備士について、こういった資格で、どのようなことが出来るのかご説明いただければと思います。

【委員】

全部で何種類かあります。例えば、屋内、屋外の消火栓関係、スプリンクラー関係、一番使われるのは何かというと次号火災報知器です。残りの仕事といえば色々あるんですけど、防災盤の中に組み込まれているのが自動火災報知器の総合盤なんです。例えば火災とか発生した場合に表示されますよね。どこそこが火災だとか。防火管理者がいれば研修とかで色々聞くとお思いますので、大体のことは分かると思いますが、消防設備士の場合はその区域区域毎のことを全部分かってますので、いち早く対応が出来るのではないかなと考えております。なので、無理にとは言いませんが、もし資格の持っている方を充てられるのであればそれに越したことはないだろうと言うことであります。

【スポーツ交流連携班長】

消防設備士の配置につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

(6) 12章 収支計画について

スポーツ交流連携班長【資料2】【資料3】により説明

【委員長】

ここまでの説明で、全体を通してでも結構ですのでご質問等ございませんか。

【委員】

もっとも初歩的な質問ですが、防災ですので地震とか津波のことと思いますが、この建物には津波は来ないのですか。

【危機管理課参事】

この総合防災公園に津波が来るか来ないかですけれども、この3月に行われた県の津波想定調査というものがございまして、それに基づきますとこの公園には浸水しないということです。最も大きな海洋沖地震があった場合にもあそこまでは到達しないという結果でございまして、宜しく願いいたします。

4. その他

【スポーツ交流連携班長】

次回の検討委員会は10月下旬頃を予定しております。日程につきましては委員長と相談させていただきます。委員の皆様にご案内をさせていただきますので宜しくお願いいたします。